

〔小鹿野町期限付商品券発行補助事業〕  
おがニャッピー期限付商品券発行事業 実施要項

1 事業実施の目的

小鹿野町期限付商品券発行事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により影響を受けている地域経済の下支えをするため、経済対策として「おがニャッピー期限付商品券」を発行し、地域消費を喚起し、商業・サービス等の振興を図ることにより、地域経済を活性化させるとともに住民生活を支援することを目的とする。

2 商品券発行等

- (1) 事業名 小鹿野町期限付商品券発行補助事業
- (2) 名称 おがニャッピー期限付商品券（以下：「商品券」という。）
- (3) 実施主体 西秩父商工会
- (4) 発行内容 期限付商品券1枚の額面は500円で販売する。
- (5) 有効期限 期限付商品券の有効期限は発行日から6ヶ月以内(券面に明記)とする。
- (6) 換金受付期間 発行日から有効期限の属する月の翌月末迄(券面に明記)とする。  
但し、有効期限の属する月の翌月末が土・日・祝日・12/31の場合は、前営業日とする。
- (7) 換金支払期間 令和5年9月1日(金)から下記により随時実施。  
※毎月15日までの換金受付分については当月末(土・日・祝・年末年始の場合は、翌営業日)に、毎月16日から月末までの換金手続分については、翌月15日(土・日・祝の場合は、翌営業日後)に振込むものとする。
- (8) 取扱店資格 小鹿野町に店舗・事業所等を有する西秩父商工会員
- (9) 取扱店登録料 取扱店登録料は無料とする。

3 商品券の販売方法

- (1) 販売期間 令和5年9月1日(金)から随時販売
- (2) 販売場所及び販売時間  
西秩父商工会 (住所：埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 298-1)  
月曜日から金曜日 ※祝日・年末年始(12/28~1/3)を除く  
午前9時から午後5時まで
- (3) 販売対象者 制限なし
- (4) 販売方法 西秩父商工会は、顧客の求めに応じて期限付商品券を額面金額により販売することができる。
- (5) 販売手続 期限付商品券の販売手続は次によるものとする。
  - 1. 期限付商品券表面に有効期限を記入すること。

2. 期限付商品券表面に取扱店の換金提出期限を記入すること。
3. 期限付商品券の販売と同時に必ず期限付商品券販売伝票を顧客に発行し・販売簿に所定事項を記入すること。
4. 手持ち商品券は小数番号より順次発行すること。

#### 4 商品券取扱上の厳守事項

- (1) 商品券は、取扱店として登録された小鹿野町内の店舗、事業所等（以下「取扱店」という。）における物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用することができるものとする。
- (2) 商品券を現金と交換することはできない。
- (3) 商品券の利用が額面に満たない場合においてもつり銭は出さない。
- (4) 有効期限を経過した商品券は無効とする。
- (5) 商品券が販売された後の取扱店における商品券の紛失・盗難・破損に関し、西秩父商工会はその責を負わない。
- (6) 商品券が販売された後の紛失・盗難・破損その他の事由による商品券再発行の申し出には、一切応じることはできない。

#### 5 商品券の利用対象除外

- (1) 税金、水道・電気料金等の公共料金の支払い
- (2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (4) 取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引
- (5) 買掛金、売掛金の支払い
- (6) 土地・家屋購入、地代・家賃・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い（但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。）
- (8) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用
- (9) 取扱店が特に指定するもの

#### 6 取扱店の参加資格

取扱店の参加資格は、小鹿野町内に店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）を有する西秩父商工会員のみとし、次の各号に掲げる事業者は除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者（但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。）
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行

っている事業者

- (3) 上記5「商品券の利用対象除外」に規定する内容のみを取扱う事業者
- (4) 個人事業者・法人の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5) 商工業活動を行うにあたり許可又は免許が必要な場合に、必要な許可を取得していない事業者（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許 他）

## 7 取扱店登録申請

(1) 取扱店として登録を希望する者は、本事業実施要項に同意の上、「商品券取扱店登録申請書」、「登録に関する同意書」に必要な事項を記入し、確認資料（確認資料が必要な場合のみ）を添えて下記宛に提出するものとする。

① 住 所 〒368-0105 小鹿野町小鹿野 298-1

② 名 称 西秩父商工会

③ 提出方法 1) 商工会窓口持参

※窓口受付は平日のみ 8：30～17：15

（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く）

④ 提出物 1) 「おがニャッピー期限付商品券取扱店登録申請書」

2) 「おがニャッピー期限付商品券取扱店登録に関する同意書」

3) （事業活動を行うにあたり許可又は免許が必要な場合のみ）

確認資料：飲食店営業許可、酒類販売業免許 他

(2) 申請受付期間は、令和5年7月18日（火）から随時受付するものとし、当該期間に申請書が提出され、初版の商品券事業周知用チラシ・商品券しおり作成時までに取扱店として登録された場合は、初版の商品券事業周知用チラシ・商品券しおりに取扱店として記載するものとする。なお、申請受付期間が経過しても申請は可能とするが、上記周知用チラシに店舗名が掲載されないため、小鹿野町、西秩父商工会のホームページ等に随時掲載し周知を図るものとする。

(3) 登録申請のあった店舗等に対しては、審査を経た上で取扱店として登録を行い、下記①～③に示す取扱店の配布資料等を令和5年8月中旬より順次交付する。ただし、登録後であっても、申請内容に虚偽記載のある場合や本要項に違反する行為等が認められる場合は、登録を取消すものとする。

取扱店の配布資料等（無償提供）

① おがニャッピー期限付商品券取扱店登録証明書

② 店内掲示用ポスター一式

③ 取扱店のぼり旗 2枚

**※③「取扱店のぼり旗」は3枚目以降は有料とし、都度、西秩父商工会に申**

し込みをするものとする。(1枚税込：1,050円)

④商品券代金請求依頼書（換金伝票）1枚（※初回換金用）

※2回目以降の換金伝票は、都度、換金時に商工会窓口にて配布する。

8 取扱店の責務等

- (1) 取扱店は、正当な理由なくして商品券による物品の引き換えを拒むことはできない。
- (2) 商品券は、再使用等を防止するため、受領後直ちに裏面の引換取扱店記入欄に取扱店の印（事業所名（店名）ゴム印又は社印（個人事業者は認印でも可）等）を押印し、「使用済券」としなければならない。
- (3) 有効期限を経過した商品券を受取ってはならない。
- (4) 商品券は、受け取る前に問題ないかを確認し、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の使用を拒否するとともに、その事実を速やかに西秩父商工会及び警察に通報するものとする。
- (5) 取扱店は、以下の商品券を受理してはならない。
  1. 商品券表面に印刷番号・有効期限が明記されていないもの
  2. 裏面に既に取扱店の受付印が押印された「使用済券」
  3. 表面に取扱店の換金提出期限が明記されていないもの
  4. 打抜器にて打ち抜かれたもの
  5. 甚だしく汚損し、判別し難いもの
- (6) 商品券を取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引に使用したり、譲渡・売買するなど本事業の実施要領に反する行為をしてはならない。違反行為を行った場合、取扱店の資格を停止するものとする。
- (7) 商品券が利用できる取扱店であることが明確となるよう、商工会から配付された取扱店掲示物等を分かりやすい場所に掲示するものとする。

9 換金手続等

- (1) 取扱店は、必ず店舗にて使用済券の計数を行い、「おがニャッピー期限付商品券換金請求書」に所定事項を記入し、「使用済券」を提出の上、商工会において換金手続きを行うものとする。なお、取扱店が換金請求時に提出した使用済券の枚数が計数時の使用済券の枚数が合わない場合は、計数時の枚数・金額に修正するものとする。

※商工会受付は平日 8：30～17：15

（土日祝日・年末年始（12/29～1/3は除く））

下記金融機関に預金口座がない取扱店は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

a. 埼玉りそな銀行 小鹿野支店

b. 埼玉信用組合 小鹿野支店

ただし、上記金融機関で口座開設できないなど特別な理由がある場合は、他支店での口座の登録を可能とする。

- (2) 換金受付は、令和5年9月1日(金)から随時受付を行うものとする。
- (3) 換金支払は、上記(1)に明記した取扱金融機関で取扱店が指定した口座に振込むことにより行う。※なお、毎月15日までの換金受付分については当月末(土・日・祝・年末年始の場合は、翌営業日)に、毎月16日から月末までの換金受付分については、翌月15日(土・日・祝の場合は、翌営業日後)に振込むものとする。
- (4) 商品券の換金手数料の負担は、「無料」とする。

## 10 商工会の責務

商工会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の売上金は換金のために使用する。
- ② 商品券の発行、回収及び在庫枚数を記載した記録簿を作成する。
- ③ 商品券の保管は、厳重に行う。
- ④ 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに商工会長に盗難、紛失した商品券の番号等を報告するとともに、取扱店にその旨を通知する。
- ⑤ 商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。
- ⑥ 本事業に関する書類・個人情報等は、適正に作成・管理の上、本事業が終了した後も、事業検査が完了するまで保管しなければならない。
- ⑦ 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な運営管理を行う。
- ⑧ この要項に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は商工会長が別に定めるものとする。

### 附則

#### (実施の時期)

- 1. この実施要項は、令和5年7月18日から施行する。